

審査請求の理由の要旨は概ね次のとおりと解される。

(1) 時効について

処分庁は、請求人が平成■■年■■月に受給した■■■■年金遡及分■■■■円の返還を求めている。その返還対象は、平成■■年■■月から遡って■■年間を対象範囲としているようである。

しかし、返還の対象期間とするべきは、■■■■年金受給権がありながら、何ら修正を図らずに生活保護費を受給していた期間であって、それは、請求人に■■■■年金受給権が発生した平成■■年■■月から■■■■年金遡及分が実際に支給された平成■■年■■月までの期間のはずである。この期間こそ、請求人が何ら修正を図らずに■■年金と生活保護費を受給した期間といえる。

そして、請求人に平成■■年■■月■■日付けの保護決定通知書が手渡されたのが平成■■年■■月■■日であることからすれば、法第63条で遡って返還を請求できる生活保護費は平成■■年■■月■■日から同年■■月に支給されたものに限られる。

(2) 請求人の生活への配慮に欠けていること

今回の決定は、■■■■円を返還するようにとの内容であり、この金額を申立人が返還するのは困難であり、仮に返還できたとしても、申立人の生活が困窮することは火を見るよりも明らかである。

このような決定自体が、生活保護によって被保護者を保護しようとする制度趣旨に反することは明らかである。

(3) 二重の返還を強えられるに等しいこと

平成■■年■■月以降については、■■■■年金遡及分を受給したことにより、生活保護費を減額されている。

それにも拘わらず、■■■■年金遡及分相当額の平成■■年■■月以降に支給された生活保護費を返還しなければならないとすれば、請求人において、二重に返還を強えられるのと同じであり、その点からも本件決定は妥当とは言えない。

(4) 信義則に反すること

今回の決定は、平成■■年■■月■■日に出されていたものであるが、その決定自体が請求人に届けられたのは平成■■年■■月■■日である。

また、平成■■年■■月ごろには福祉事務所のケースワーカーから請求人に対して、生活保護費を返還請求されることはないとの話がなされていたのである。

請求人は、生活保護費の返還請求がなされないものと信頼していたものであり、その信頼は、行政機関である福祉事務所が作り出したものである。

信頼を抱いていた請求人に対して、このような返還請求をすること自体が信義則に反し妥当でないことは明らかである。

(5) 本件処分を知った日が平成■■年■■月■■日であること

本件決定が、申立人に届けられたのは、決定が出されてから■■年■■か月ほど経ってからであり、その手続き自体にも大きな問題がある。

また、決定を受け取った際に、既に不服申立はできないとの説明を受けており、教示として不適切であることは明らかである。決定が請求人に手渡されたのが遅れた点について、請求人には何らの落ち度はない。

第2 処分庁の主張

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由は、下記のとおりと解される。

1 上記第1-2-(1)について

法第4条により、法による保護は、最低限度の生活を維持するために、あらゆるものを活用することを要件として行われるとされている。

また、法第63条により、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

平成19年12月28日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡「生活保護受給者の「年金記録問題」への対応について」（以下「係長通知」という。）2-(2)により、支給済み保護費返還請求の消滅時効を超える部分の年金については収入認定として取り扱うこととされている。

本件処分は、■■■■年金遡及分を平成■■年■■月に受給したことにより、支給済み保護金品の返還請求を平成■■年■■月■■日に決定し、平成■■年■■月■■日に通知したものである。

平成■■年■■月■■日以前の■■■年金分については、■■年間の遡及限度を超えているため、係長通知のいう収入認定となるが、収入認定の遡及決定ができないため、保護金品の範囲内において遡及不能による法63条返還（以下「遡及不能による返還」という。）としたものである。

そして、遡及限度内である平成■■年■■月■■から同年■■月より前までの間の障害基礎年金遡及による法63条返還と合わせ、■■■■年金遡及分■■■■円全額を返還請求したものである。

仮に、係長通知による収入認定の適用が認められないとしても、■■■■年金遡及による法63条による返還については、遡及限度額内である平成■■年■■月■■日から同年■■月より前までに支給された保護金品の範囲内において認めら

れるものと解するものである。

2 上記第1-2-(2)について

処分庁は、返還金が多額で一括又は短期間での返還が困難な場合には、被保護者の債務について分割で返還することを認めている。請求人においても、かつて分割による返還を行った事実があり、分割返還できる制度について認知しているはずである。本制度の活用により請求人の生活の維持ができると考えられるため本決定は保護の制度趣旨に反するものではない。

3 上記第1-2-(3)について

平成●年●月以降については、請求人が偶数月に受給する年金額の2分の1について収入認定している。返還を求めているのは、●年金遡及分及び遡及不能による返還分であり、収入認定分とは区別できるため、二重に返還を強いているものではない。

4 上記第1-2-(4)について

返還決定後に審査請求人に通知を行うまでに時間を要したのは、請求人からの疑義に対する調査検討を行っていたためである。

請求人は平成●年●月頃に福祉事務所の担当ケースワーカーから返還請求されることはないとの話があったと主張しているが、平成●年●月●日に担当ケースワーカーが請求人宅を訪問した際に、「時効について請求人の疑義の通りになる可能性が大きい、調査中である。」旨の説明を行っており、これをもって信義則に反しているとは言い難い。

5 上記第1-2-(5)について

返還決定後に審査請求人に通知を行うまでに時間を要したのは、請求人からの疑義に対する調査検討を行っていたためであり、手続上明らかな瑕疵があるとは言えない。また、市のケースワーカーからの説明内容及び決定通知書の交付に時間を要した点については認めるが、返還金額に影響を及ぼすものではない。

第3 請求人の反論

処分庁の弁明に対し、請求人から反論書が提出された。その趣旨は次のとおりと解される。

本件においては、調査期間として●年という期間を空けた上で、請求人の生

活実態及びその要望について聞き取りを行わずに、処分を下したものであるから合理性があるとは言えず、裁量権の逸脱ないし乱用も認められるものであるから、違法と言える。

平成18年3月30日付け社援0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知では、全額返還を行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認めるような場合には、実施要領等に定める範囲内において控除し返還額を決定して差し支えないとされている。

しかし、本件処分においては何らの配慮がなされていない。

第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成■■年■■月■■日から■■■■■■■■■■にて生活保護を受給していること。
- 2 請求人に対し、平成■■年■■月■■日に平成■■年■■月から平成■■年■■月分の■■■■■■■■■■年金合計■■■■■■■■■■円が支給されたこと。
- 3 請求人は、平成■■年■■月■■日に処分庁に対し、■■■■■■■■■■年金の年金証書及び平成■■年■■月■■日に■■■■■■■■■■円が振り込まれるとの内容の年金振込通知書の写しを提出したこと。
- 4 処分庁は、平成■■年■■月■■日付けで法第63条に基づき、平成■■年■■月■■日に支給された■■■■■■■■■■年金に相当する額■■■■■■■■■■円を返還決定額とする本件処分を行ったが、請求人には通知しなかったこと。
- 5 処分庁の記録によると本件処分において返還の対象となる保護費は、平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月に支給した保護費であること。
- 6 処分庁の担当ケースワーカーが、平成■■年■■月■■日に請求人宅を家庭訪問し、請求人に本件処分に係る平成■■年■■月■■日付けの返還決定通知書を手渡したこと。
- 7 平成26年11月20日付けで本件審査請求が提起されたこと。

- 8 処分庁から平成■■年■■月■■日付けで弁明書が提出されたこと。
- 9 請求人から平成■■年■■月■■日付けで反論書が提出されたこと。

第5 当庁の判断

- 1 行政不服審査法第14条第3項は、「審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定している。
- 2 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と、資力がありながら保護を受けた場合の費用返還義務を定めている。
- 3 平成19年12月28日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡「生活保護受給者の「年金記録問題」への対応について」2-(1)及び(2)により、遡及して支給された年金のうち、5年以内のものは法第63条による返還を求め、5年以上前の年金については、支給月において収入認定することとなっている。
- 4 平成24年7月23日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(以下「費用返還通知」という。)には、法第63条に基づく返還額の取扱いについて以下のとおり示されている。

法第63条に基づく費用の返還については、原則、全額を返還対象とすることとする。

しかし、全額を返還金とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、次の範囲の額を返還額から控除して差し支えないとされている。

 - ・ 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
 - ・ 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給が認められる保護の実施機関が判断する範囲のものに充

てられた額。(保護基準額以内の額に限る。)

- ・ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)次第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)課第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。
- ・ 当該世帯の自立のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。
 - ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。
 - (1) いわゆる浪費した額
 - (2) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
 - (3) 保有が容認されない物品等の購入に充てられた額
 - (4) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額
- ・ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。

5 地方自治法第236条には、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、5年間これを行なわないときは、時効により消滅し、この場合には時効の援用を要しない旨が規定されている。

6 隔地者への意思表示については、民法第97条第1項の規定により、その通知が相手方に到達した時からその効力を生じることとされている。

7 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

上記第4-4及び4-5のとおり、本件処分は平成■■■年■■■月■■■日付けで行われているが、これを処分庁が請求人に通知したのは平成■■■年■■■月■■■日である。上記第4-7のとおり本件審査請求は平成■■■年■■■月■■■日付けで提起されており、本件処分があつた日からは1年を経過しているが、このことについて請求人に帰すべき責はない。

よつて、本件審査請求は上記第5-1の行政不服審査法第14条第3項のただし書に該当し、適法なものとして認められる。

上記第5-2のとおり、法第63条において、被保護者が資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内に

処分庁は、平成19年12月28日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡「生活保護受給者の「年金記録問題」への対応について」

2-(2)により、支給済み保護費返還請求の消滅時効を超える部分の年金については収入認定として取り扱うこととされていると主張している。

しかし、この事務連絡は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号）が平成19年7月6日に施行されたことにより、年金記録の訂正による年金の増額分が時効により消滅した分を含めて、全期間支払われることとなったことを受けて、被保護者が本来時効となる5年以上前の年金が遡及して支給された場合の取り扱いについて示されたものである。

請求人が受給した年金は、上記法律に基づき時効により消滅した分を含めて支給されたものではないことから、本件は上記事務連絡によって取り扱うべき事例とは認められず処分庁の主張には理由がない。

さらに、法第63条による返還額の決定に当たっては、上記第5-4のとおり費用返還通知により、どのような場合に控除が認められるのかが示されている。

しかし、処分庁から提出された資料では、本件処分にあたり、控除について検討した事実は認められなかった。

処分庁は、本件処分を決定するに際し、控除についても検討を行うべきであったが、それを行っていたとは認められない。

第6 結論

以上検討したとおり、本件審査請求には理由が認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成27年2月19日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司

